

(公印省略)

2み介第311号
令和2年6月12日

指定介護サービス事業所 様

みやま市長 松嶋 盛人
(介護支援課介護保険係)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの
一部解除について

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
本市の被保険者について、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な
取扱い(4月20日付け2み介第126号参照)として、更新申請に限り要介護認定の有
効期間を延長する措置を行っていましたが、令和2年7月1日以降の更新申請につ
いては、この取扱いを一部解除し、下記のとおり取り扱うこととします。
つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 認定有効期間が令和2年8月31日以降の者に係る更新申請

- ・主治医意見書の依頼や認定調査等、通常どおりの認定業務を実施します。
臨時的な取扱いの開始以前のとおり更新申請書の提出をお願いします。
- ・ただし、引き続き面会禁止措置を実施している施設等や感染を危惧し調査を
拒否される場合に限り、臨時的な取扱いを継続するものとし、認定有効期間
を12か月延長します。

2 認定有効期間が令和2年7月31日までの者に係る更新申請

- ・臨時的な取扱いを継続し、認定有効期間を12か月延長します。

問合せ先：介護支援課介護保険係
TEL：0944-64-1555 FAX：0944-64-1601
E-mail：kaigo@city.miyama.lg.jp